

## 投資信託積立銀行引落サービス約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下、「投資信託」といいます。）の累積投資契約に基づく定時定額買付取引（以下「投信積立」といいます。）のうち、株式会社アプラス（以下「アプラス」といいます。）を通じ、お客様が開設した金融機関（銀行のほか信用金庫、労働金庫を含みます。以下同じ。）の預貯金口座から自動引落により払い込む方法（以下「集金代行」といいます。）による決済サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### (投信積立)

第2条 お客様は、本約款及び「投資信託積立取引約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

### (他の規定等の準用)

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託積立取引約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。この約款において「引落」とは、金銭を金融機関の預貯金口座より同一又は他の金融機関の他の口座に振り替えることをいいます。

### (ご利用の申込み)

第4条 お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社の定める要件を充たした申込みにつき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

### (ご利用の制限)

第5条 本サービスにおいて、お客様がご利用になれる金融機関は、当社が指定するものに限られ、お客様は当社が指定した金融機関の中から本サービスの引落に係る金融機関（以下、「指定金融機関」といいます。）を指定するものとします。

2 本サービスは、お客様の当社における総合証券口座と指定金融機関の口座の名義が同一である場合に限り、ご利用になれることとします。

### (口座確認に関する同意)

第6条 お客様は、アプラスが前条第2項に定める事項に関し、次のことを行うことに同意するものとします。

- ① 当社は、本サービス提供のため、お客様の氏名、生年月日、その他本サービスに係る引落に必要な情報をアプラスに提供すること
- ② 本サービスに係る引落の際に、アプラスがお客様の総合証券口座名義を指定金融機関に提供し、総合証券口座と指定金融機関の口座名義が同一であることを確認すること

### (集金代行による引落し)

第7条 お客様は、本サービスのご利用にあたり、投信積立に必要な代金について、当社がアプラスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。

2 アプラスは、毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に、投信積立に必要な代金を

指定金融機関の口座から引落とすこととします。

- 3 アプラスは、前項の引落とし代金を、毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に当社へ入金することとします。

（買付の時期）

第8条 当社は、前条第3項において入金された代金により、当社が定める毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）にお客様の指定した投資信託を買付けることとします。但し、お客様の総合証券口座に立替金若しくは不足金がある場合には、当該買付けより先に立替金若しくは不足金に充当されるものとします。

（申込み内容の変更）

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込み内容の変更を行うことができます。

（届出事項の変更）

第10条 お客様は、当社、アプラス又は指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

（解約）

第11条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合（総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。）
- ③ 3回連続して指定金融機関からの引落としができなかった場合（お客様の責めに帰すべからざる事由による場合を除きます。）
- ④ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

（本約款の変更）

第12条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2020年1月)